

ますが一口五百円という決め方でありますので、その件につきま
しては後ほどはつきり予算面が打ち出されましたからこの面
についての御協議を致したいと言う風に東京都議事長会から
申されておる次第であります。それを了承致しまして帰つ
てきた次第であります。何れこの件についての金額は多少、
異なると思いますがそのような御決議をして戴きたいと言う訳
であります。

一六番(山下幸三) 議員会館の建設資金の出資については今回始めて
御報告を受けたい訳で、そうした関係で主として私共賛
意を表するのですが内容的には始めての内容であります
ので全国会の方では勿論決定を決議したそうですが私達
の方え、その援助をおしなないものであります。総務委員会
等では充分御審議いたした上で、そうした金額の面につ
きまして、決定通り又は決定以上に出すかと言うことにつ
いて

これ御研究をしていただきたいと思います。総務委員会に御
付託を願いたうと思ひます。

一議長(高橋秀市) 総務委員会付託をさせていただき、御異議ございませ
んか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋秀市) 御異議なしと認め総務委員会に付託いたしませ
て御審議いただきたいと思ひます。

一議長(高橋秀市) 会議録の署名議員の指名を行います。

九番 渡辺 健二 郎議員

十番 石川 信義 議員

十一番 磯村 武夫 議員

にお願い致したいと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

一議長(高橋秀市) 御異議なしと認めさよう決定致しました。

一議長(高橋彦市) 本日の会議を終了するにあたり次の本会議は来る三月二十日午前十時から開うかせていただくと思ひます。その間休会をさせていただくと思ひますが御異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋彦市) 異議なしと認めさよう決定致しました。

以上をもちまして本日は散会致します。

右会議の次方は書記内田和雄の記載したものであるがその内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

昭和三十六年三月十日

福生町議会議長

議員

議員

議員

高橋彦市
石川信太郎
福生町
市
義郎

東京府西多摩郡福生町役場

昭和三十六年三月

第一回福生町議会定例会々議録(第二日目)



昭和二十六年九月四日福生町議会定例会（九月四日）会議録

一、昭和二十六年三月二十二日九月四日福生町議会定例会（九月四日）を福生町役場会議室に招集された

一、定招議員は次の通りである。

一、清水与市	二、西村光人	三、青森直一
四、吉田清	五、中西虎藏	六、山下幸三
七、米泉薫	八、高水惣八	十、石川信義
十一、磯村武夫	十二、細刺晋一	十三、山下久吉
十四、村野弘	十五、平井賢治	十六、青森博
十七、大久保一郎	十八、渡井明	十九、高橋千春
二十、岸茂	二十一、田村祐一	二十二、笹本益夫
二十三、高橋彦市		

一、不定招議員は次の通りである。

不定招議員はなし

一出席議員は次の通りである

出席議員は次招議員と同じである

一欠席議員は次の通りである

九番渡辺継二郎

一議事事務局の取員は次の通りである

事務局次長 町田倍二 書記 高田猛 書記 内田和雄

一地方自治法百三十一條の規定により会議案件説明のため出席を求めたものは次の通りである

町長 瀬古清蔵 助役 川窪金吉 助役 篠崎俊夫

収入役 大野忠一 総務課長 貫井喜代次 都市課長 橋本孝蔵

水道課長 高木 求 税務課長 森 田 猛 教育長 橋本兵五郎

民生課長 古谷徳男 産業課長 上野重勝 土木課長 猪俣清吉

一本日の議事日程は次の通りである

日程才一 青梅、羽村、福生地区都市下水路組合議会議員

東京都西多摩郡福生町役場

の選挙について(選挙才一号)

日程才二 財団法人東京都新都市建設公社設立に関する協

定について(議案才三十九号)

日程才三 昭和三十五年福生町歳入歳出追加更正予算才

五回「議案才三十一号」(審査報告才十三号)

日程才四 昭和三十五年福生町上水道特別会計歳入歳出追加

更正予算才二回「議案才三十二号」(審査報告才十四号)

日程才五 昭和三十五年福生町国民健康保険特別会計歳入歳

出追加予算才一回「議案才三十三号」(審査報告才十五号)

日程才六 昭和三十五年福生町公益質屋特別会計歳入歳更

正予算才一回「議案才三十四号」(審査報告才十六号)

日程才七 昭和三十五年福生町々宮と場特別会計歳入歳出

追加更正予算才一回「議案才三十五号」(審査報告

才十七号)

日程才八 昭和三十六年度福生町歳入歳出予算「議案才二十三号」
(審査報告才十八号)

日程才九 昭和三十六年度福生町上水道特別会計歳入歳出予算
「議案才二十四号」(審査報告才十九号)

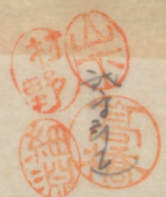
日程才十 福生町国民健康保険条例の一部改正について「議案
才二十五号」(審査報告才二十号)

日程才十一 昭和三十六年度福生町国民健康保険特別会計歳入
歳出予算「議案才二十五号」(審査報告才二十号)

日程才十二 昭和三十六年度福生町公益質屋特別会計歳入歳
出予算「議案才二十六号」(審査報告才二十一号)

日程才十三 昭和三十六年度福生町公営と場特別会計歳入歳
出予算「議案才二十七号」(審査報告才二十二号)

日程才十四 一時借入金について「議案才二十八号」(審査報告才二十三号)
日程才十五 寄附受領について「議案才二十九号」(審査報告才二十五号)



一 本日の会議案件は次の通りである

議案日程に同じ

一 議長(高橋秀市) 只今より才四福新議会定例会二日目の本会議を開きます

一 議長(高橋秀市) 日程才一 青梅羽村福生地区都市下水路組合議
会議員の選挙についてを議題と致します

一 次着(大久保郎) 日程の関係につきましては議事進行を期するため
に議会運営委員会におきまして、この選出方法につきまして
一応案を立てましたので本件を本議会にお計りして御決定を願
いたし、かような議会運営委員会の方より提案を申し上げる
才です

他町村との関係から出来得るなら取名を持つた方がよろう
とみような関係で以上の二案をここに御提案申し上げる
ので御審議願いたしと思ひます

一 案として議長、副議長、建設委員長、二案は議長、建設

委員長、総務委員長と御提案申し上げまして御決定を
お願いしたいと思います。 宜敷くお願い致します。

一議長(高橋彦市) ここで休憩致します。

十時三十分 休憩

十時五十分 開議

一議長(高橋彦市) 再開致します。

一議長(高橋彦市) 只今御休憩中に常任委員長、正副議長で別室で打

合せたのでこの内容につきまして、総務委員長の方より

御報告致します。

一十八番(渡井明) 御指名がありましたので御報告を致します。

只今休憩中に正副議長、常任委員長に於て別室で慎重に審
議した結果オニ案を採用すると言うことに一応なつたのです。
副議長は議長が事故があつた場合について出ていくという
ことで、このさうオニ案を採用するという結果に

東京都市建設公社建設

なつたのであります。

厚生レニの関係があるのですが、御承

知の通り今後六ヶ町村のし尿の問題に於ては大きく活動
しなければならぬ。一応総務の方が良しのではないかと
言うことでオニ案議長、総務委員長、建設委員長を全面的に採用
したのであります。 宜敷くお願い致します。

一議長(高橋彦市) 只今総務委員長から報告がありました。が御果議ありませんか

(果議なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋彦市) 御果議なしのと認め本件については議長、総務委員長、建
設委員長と決定致します。

一議長(高橋彦市) 日程オニ財団法人東京都新都市建設公社設立に關
する協定について議案オニ十九号を議題と致します。

一事務局長(町田啓三) 朗讀する

一議長(高橋彦市) 理事者の説明をえとめます。

一助役(川津金吾) 議案オニ十九号財団法人東京都新都市建設公社設

之に關する協定についてを御説明申し上げます。

この問題につきましては先般の全員協議会におきましては、あらすじを申し上げておた訳ですが、今回東京都首都圏構想にえとつきまして新都市を総合的に建設しその発展をはかると言う目的をもちまして、首都圏整備法にえとつきましての、すでに市街地開発地として指定されておる八王子市、町田市、日野町、と今回新たに指定を予定されておる青梅市、福生町、羽村町のこの六市町によりましてこの財団法人を設立しようとするので各市町とえ東京都と締結すべく御提案申し上げた訳であります。

この協定書のあらすじは公社の設立に對しまして、その設立の時期、出えん金事業の区域、事業の区域、事業の計画、財政の援助事業の実施等資本的事項につきましてこの協定書はなつておるわけです。

逐条的に申し上げますと、この第一条におきましては関係市町村におきましての設立時期であります。これは都知事、又関係市町が協議致しましてまゝとめると言うことが大體規程されておるのであります。出来れば六月のうちにはやりたいと都の方としてえいつておる訳でこの出えん金の問題であります。がこれにつきましては都としましてこゝに明記した通り一千万円を各六町に於て各々五千万円三百万円をえつてこの出えん金としこれを基本財産とすることになつておる訳であります。それから事業の区域であります。これは先程申し上げました通り首都圏整備法によりすでに開発地として指定されて居ります所の相模原の原町田区域の内、町田市、それから八王子市、日野町この三町、これから指定を受けようとする予想されておる青梅、羽村、福生の区域であります。これを持つて事業の区域とする。こゝういふ事でありませう。

事業の計画につきましては昭和五十一年の最終の目的として
二期工事としまして昭和四十年を一期工事としてやりたいと言う
ことが第四条に規定されて居ります。

この事業でありますが生ずるのは土地の区画整理と下水道
の二つを必ずやつてもらうわけなければならぬと言うことになつて
居ります。これに付帯する所のものとしては土地の買収、土地
の分壊、道路の新設であるとか、工場用の水道であるとか
そういうものが付帯工事としてなされる訳です。

この区画整理と下水路につきましては公社に、町村が委託する
わけでありまして、あくまで事業の性格としましてこの公社
が出来ましてその事業体は各町村でありましてそれを公社
に委託する訳です。それが区画整理と下水道工事については
そういう形をとると言うことです。

尚、独立採算性事業と致しまして用地の買収とか、分壊であ

るとか、これは委託独立採算性をもちましてやると言うことに
規定されておる訳です。

第四条に処分につきましては東京都内におきまして事業上、工
場等が新たに新都市に移轉しようとするものについて、これを
優先的にこの地域に充てていさせるということでありまして、

それで東京二十三区の緩和を計ると言うことであります。

第五条受託工事につきましては町村が毎年予算を計上致し
尚、借入金、交付金により、これを事業を遂行すると言う事に
相なる訳です。

それからその国からの補助の問題ですが、そういうものは、
あくまで事業体が町でありますので事業体の計画については
その町がとつていくということに相なるのであります。

それから借入金の償還その他については第五条に規定されて
おります。それから第六条ですが公社が事業資金と

して金融機関から借入れる場合はその損失を都が保障する。それで尚、その場合に各町に於て按分と言いますか。

その損失保障につきましてはその範囲内で都知事が定めまして支払する~~と~~と言うことであります。

才三項ですが公社が必要に応じて貸付利子の補給を行う他に公社が関係町村から受託しました事業につきまして都が関係市町に付しまして、その事業について交付する事ができる、補助金に相当する額を毎年予算の範囲内で公社に交付することが出来る。

土地の取得に対する協力ですがこれは勿論関係市町が用地を買収すると言う場合には公社に協力してゐるんだと言うことが才七条に規定されて居ります。

財産の処分ですがこれはその土地を会社が取得したものを処分する時には都知事の承認を受けると言うことです。

東京都西多摩郡福生町役場

東京都西多摩郡福生町役場

尚処分する時には関係町村にも協議を致しまして処分を考へると言う事でありませう。

役員でありますが公社に対して理事者が若干名、監事若干名をおきます。二項におきまして公社の諮問機関としまして評議委員会を設けておく。これには都の行政機関の職員と都会議員、都職員、融資銀行の役職員及び学識経験者のうちから選んで評議委員会を結成すると言うことです。

次に指導監督ですが都知事が公社に対してこれを行うということに相なつて居ります。解散ですが、解散については、都知事が

が関係市町の承認を受けてこれを解散すると言うことが才十一條に規定されておるもので、その場合残余財産があつた場合、出之ん金に応じて按分すると言うことが十二條に規定されて居ります。

協定の追加ですが、すでに協定を結ばんとするこの六町と今後首都圏開発が指定されたと言うものについては、おつて追加として協